資料26　府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の施行状況（27年度）

事　　項	件　　数
保管用地の届出の件数	0
保管用地の廃止の件数	0
勧告の件数	0
報告の徴収の件数	0
立入検査の件数	12,638
公表の件数	11
法第14条の３の２の規定による産業廃棄物処理業の許可取消し	9
法第14条の６において準用する同法第14の３の２の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し	1
法第14条の３の規定による産業廃棄物処理業の事業停止	1

※法第14条の３の２及び第14条の６の規定による産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し件数の推移

年　度	件　　数
１９	１３
２０	6
２１	１６
２２	8
２３	１０
２４	7
２５	１７
２６	7
２７	１０

※28年3月現在

注１　「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（45年法律第137号）をいう。

２　「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。

資料27　産業廃棄物の不法投棄対策の状況等

（不法投棄・野焼きの立入調査状況）

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
立入調査件数	不法投棄	6,971	7,407	6,103	8,864	4,356	7,595	8,810	7,782	8,582	11,200
	野焼き等	1,774	3,262	1,621	960	1,110	1789	1,238	759	1,337	1,438
立入調査箇所数	不法投棄	479	434	385	540	610	712	718	680	552	658
	野焼き等	259	237	236	303	291	317	249	135	499	636

（府の不法投棄対策の経過）

・２年12月　産業廃棄物の不法投棄防止パトロール等実施要領の作成
・３年６月　府違法開発等対策（地域）機動班の設置
・11年４月　産業廃棄物不法投棄等監視員（警察官ＯＢ）の設置
・11年６月　不法投棄立入等指導マニュアルの作成
・11年６月　府環境犯罪対策協議会の設置
・12年４月　循環型社会推進課に現職警察官の配置
・13年４月　府不法投棄等特別対策本部の設置
・13年４月　府不法投棄等特別対策（地域）機動班の設置
・13年４月　不法投棄等特別対策室の設置
・13年５月　不法投棄等防止旬間を実施
・13年６月　不法投棄等撲滅京都府民会議の設置
・13年９月　広域合同監視活動を実施
・14年１月　不法投棄等撲滅パトロールを開始
・14年12月　不法投棄等特別対策室に「機動班特別チーム」を配置
・14年12月　産業廃棄物不法投棄情報ダイヤルの開設
・14年12月　府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例を制定
・15年４月　〃　施行
・15年12月　府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例を制定
・16年１月　〃　施行
・16年５月　地方機関再編に伴い地域機動班を広域機動班に改組
・20年４月　不法投棄等特別対策室を循環型社会推進課不法投棄等対策担当に再編
・20年４月　産業廃棄物不法投棄等監視員の指導機能強化（監視指導員に名称変更）
・21年３月　府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定
・21年10月　〃　施行
・27年11月　宅配事業者５社と「廃棄物不法投棄の情報提供等に関する協定」を締結